

本荘労働基準監督署発表
令和4年11月2日

【照会先】
本荘労働基準監督署
署長 西村 浩二
監督・安衛課長 佐藤 遼平
(電話)0184-22-4124

報道関係者 各位

【本荘監督署】医療機関に対する労働時間等説明会を開催します (令和6年4月から医師について時間外労働の上限規制が適用されます)

本荘労働基準監督署(署長 西村浩二)は、医療機関における労働時間等の周知・理解を目的とした説明会を下記により実施します。

◆講習会の目的

働き方改革への企業の取組が進む中、医師に関しましては、時間外労働の上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されておりますが、この猶予期間中に、時間外労働の削減に自主的に取り組んでいただくことが重要であることから、当説明会においては、時間外労働の上限規制、医師、看護師等の宿日直の許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について説明いたします。

また、秋田県健康福祉部医務薬事課より、特例水準の指定制度に関することを中心に説明がございました。

◆講習会の概要

- 日時：令和4年11月10日(木) 午後2時00分～午後3時30分
- 場所：本荘由利産学共同研究センター 研修室(由利本荘市川口字大覚182番地)
- 対象：由利本荘医師会の会員をはじめとする管内の医療機関
- 内容：時間外労働の上限規制
医師、看護師等の宿日直の許可基準
医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方
特例水準の指定制度
- 主催：本荘労働基準監督署(秋田県健康福祉部医務薬事課及び一般社団法人秋田県医師会との共催)

◆お問合せ先

本荘労働基準監督署 監督・安衛課(担当：佐藤)
〒015-0874 由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2階
TEL：0184-22-4124 FAX：0184-22-7812

報道機関の皆様には、医師の働き方改革に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いいたします。